

## 新・国際芸術祭（仮称）推進協議会設置要綱

### （目的）

第1条 新・国際芸術祭（仮称）の開催支援を行うため、新・国際芸術祭（仮称）推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

### （事務）

第2条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- （1）新・国際芸術祭（仮称）の開催支援に関すること。
- （2）新・国際芸術祭（仮称）組織委員会（以下「組織委員会」という。）の会長及びアドバイザー会議委員の委嘱に関すること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項

### （構成等）

第3条 推進協議会は、別表に定める委員をもって構成し、会長は愛知県知事、副会長は愛知県民文化局長をもって充てる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

### （会議）

第4条 推進協議会は、会長が招集する。

- 2 推進協議会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、推進協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### （庶務）

第5条 推進協議会の庶務は、愛知県民文化局文化部文化芸術課において処理する。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

### 附則

この要綱は、2020年9月8日から施行する。

別表（第3条関係）

愛知県知事
愛知県県民文化局長
愛知芸術文化センター長
公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長